

資料 3

大阪府環境審議会野生生物部会報告書

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成 20 年 10 月 2 日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき知事から諮問のあった「大阪府シカ保護管理計画の変更等について」及び「大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について」の 2 件について審議を行い、同日付で大阪府環境審議会会长から知事あて答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。

なお、大阪府環境審議会条例第 6 条第 7 項及び大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 5 項第 2 号から第 4 号までの各号の規定に基づき、当部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

資料 3-1

動 売 第 1944 号
平成 20 年 10 月 2 日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 橋 下



大阪府シカ保護管理計画の変更等について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 7 項並びに第 14 条第 2 項及び第 14 条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画の変更等について、貴審議会の意見を求める。

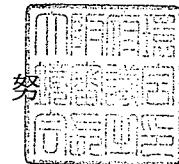
(説明)

大阪府では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めているところですが、シカによる農林業被害が依然として続いていることから、より一層の被害対策を講じるため保護管理計画を変更し、環境大臣が定める狩猟の制限期間を延長するとともに、禁止すべき猟法の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項並びに第14条第2項及び第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

答申第55号
平成20年10月2日

大阪府知事
橋下徹様

大阪府環境審議会
会長南



大阪府シカ保護管理計画の変更等について（答申）

平成20年10月2日付け動畜第1944号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

大阪府シカ保護管理計画(第2期)の変更について

変更内容

- 「7 数の調整に関する事項」に狩猟期間の延長(一ヶ月)を追加。
- 同じく「7 数の調整に関する事項」にくくりわなの制限(12センチメートル以内)の解除を追加。

変更理由

- 大阪府の北部に生息するニホンジカについて、農林業被害防止、個体数調整のため、上記の変更を行い、より捕獲圧を高める。

大阪府シカ保護管理計画(第2期)の変更する項目

変更後(P13-14)	変更前(P13-14)
<p>7 数の調整に関する事項</p> <p>シカの捕獲数に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成12年度には6割以上を占めたが、狩猟における1人1日当たりの捕獲数制限の拡大により平成16年度には3割程度に留まっている。</p> <p>また、捕獲圧はオスに大きく偏りメスが捕獲されにくい状況にある。オスの過度の捕獲は効果が期待できないばかりでなく、有害でさえある。オスの一方的な捕獲が継続されると、個体群の性比は著しくメスに偏ってしまい、悪い遺伝子が集団の中に広がるリスクが生まれたり、遺伝的な多様性が減少したりする。</p> <p>このため、捕獲の雌雄比をより1：1に近づけるため、狩猟によるメスの捕獲を促進し、狩猟における1人1日当たりの捕獲数制限を3頭とし、うちオスは1頭までとする。</p> <p>また、狩猟による捕獲を推進するため、狩猟期間については、現行の11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を一ヶ月延長し、翌年3月15日までとするとともに、くくりわなについては輪の直径が12センチメートル以内とする獵法で定められている制限を解除する。</p> <p>有害鳥獣捕獲については計画的に実施するため、定期的に効果的・効率的な捕獲として、わなによる捕獲を促進するとともに捕獲強化区域を設け銃器による捕獲・追い出しによる効果的な対策を実施する。なお、安全対策には十分な配慮を行う。</p>	<p>7 数の調整に関する事項</p> <p>シカの捕獲数に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成12年度には6割以上を占めたが、狩猟における1人1日当たりの捕獲数制限の拡大により平成16年度には3割程度に留まっている。</p> <p>また、捕獲圧はオスに大きく偏りメスが捕獲されにくい状況にある。オスの過度の捕獲は効果が期待できないばかりでなく、有害でさえある。オスの一方的な捕獲が継続されると、個体群の性比は著しくメスに偏ってしまい、悪い遺伝子が集団の中に広がるリスクが生まれたり、遺伝的な多様性が減少したりする。</p> <p>このため、捕獲の雌雄比をより1：1に近づけるため、狩猟によるメスの捕獲を促進し、狩猟における1人1日当たりの捕獲数制限を3頭とし、うちオスは1頭までとする。</p> <p>有害鳥獣捕獲については計画的に実施するため、定期的に効果的・効率的な捕獲として、わなによる捕獲を促進するとともに捕獲強化区域を設け銃器による捕獲・追い出しによる効果的な対策を実施する。なお、安全対策には十分な配慮を行う。</p>

資料 3-2

動畜第1946号
平成20年10月2日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 橋 下



大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪府では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めているところですが、イノシシによる農林業被害が依然として続いていることから、より一層の被害対策を講じるため保護管理計画を変更し、環境大臣が定める禁止すべき猟法の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

答申第56号
平成20年10月2日

大阪府知事
橋下徹様

大阪府環境審議会
会長南



大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について（答申）

平成20年10月2日付け動畜第1946号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更について

変更内容

- 「7 数の調整に関する事項」にくくりわなの制限(12センチメートル以内)の解除を追加。

変更理由

- 大阪府域に生息するイノシシについて、農林業被害防止、個体数調整のため、上記の変更を行い、より捕獲圧を高める。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更する項目

変更後(P19)	変更前(P19)
<p>7. 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、くくりわなについては輪の直径が12センチメートル以内とする猶法で定められている制限を解除するとともに、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>	<p>7 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>